

中小企業再生支援事業【復興】

令和6年度概算要求額 **4.5億円（5.9億円）**

事業の内容

事業目的・概要

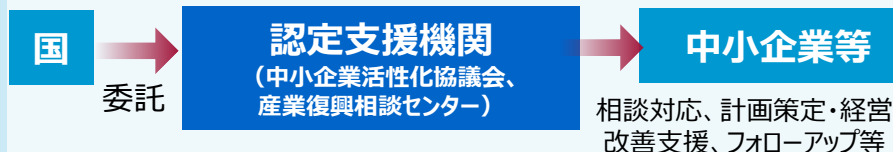
事業目的：東日本大震災によって被災し、震災前の既往債務が大きな負担になって新規資金調達が困難となる（いわゆる「二重債務問題」を抱える）中小企業者等に対し、二重債務問題の解決並びに本格的な事業再開及び事業再生を促進すること。

概要：被災事業者の二重債務問題の解決や震災の影響により業況が悪化している被災事業者の事業再生を促進するため、被災県の中小企業活性化協議会の機能を拡充する形で設置した「産業復興相談センター」において、（１）被災事業者からの相談を受け付け、相談者の状況に応じて、再生計画の策定支援等を実施、（２）産業復興機構で債権買取を行った先について、最長10年間の支援期間での再生・エグジットに向けて、経営改善のサポートを実施する。

成果目標

被災された中小企業等の方々の相談に応じるとともに、必要に応じて、事業再生に向けた事業計画等の策定や、経営改善支援、債務整理支援などを行うことにより、被災中小企業者等の復旧・復興と事業再生を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）総合窓口相談業務

- 総合窓口相談業務では大きく以下の3点の業務に分類される。
 - ①再生のための相談、助言
 - ②再生等に向けた各種計画の策定支援、確認
 - ③産業復興機構の買取案件のフォローアップ、経営改善支援
- なお、債権の買取は令和3年3月末で終了。

